

令和7年11月5日

広島市こども未来局こども青少年支援部

青少年の健全育成に関する事業の後援名義使用承認における「学校への チラシ等の配布」について

このことについて、令和8年度以降に後援名義を使用して実施する事業から下記のとおり取扱います。

記

1 取扱い

学校へのチラシ等の配布は、原則行わない。

2 対象となるもの

「広島市」又は「広島市教育委員会」の後援名義の使用を承認した事業に係るイベント案内等の配布物